

論文の内容の要旨

論文題目：「実体」法の実現における「手続」の役割：

アメリカ連邦裁判所の民事手続制定過程を巡る議論から

氏名：高橋脩一

本稿は、アメリカの連邦民事訴訟規則が連邦司法部によって形成されていることに着目し、そのような仕組みは問題とされていないのか、もしも問題とされているならば、それはなぜかという問いから出発して、アメリカにおける手続制定や手続が果たす役割に関する認識について考察するものである。

アメリカはディスカヴァリーやクラス・アクションなど、我が国の民事手続とは大きく異なった制度を有している。そういった手続について、連邦のレベルで定めているのが、連邦民事訴訟規則である。この規則は連邦第一審裁判所の民事訴訟において使われる手続規則で、その内容は訴訟手続全般にわたっており、我が国で言えば民事訴訟法にあたる。しかし、この規則は内容だけではなく、制定過程も我が国とは異なったものとなっている。「法」ではなく「規則」という名前からもわかるように、連邦民事訴訟規則は、議会が制定したのではなく、司法部の形成によっている。司法部によるこの訴訟規則の形成という仕組みは、1934年に制定された **Rules Enabling Act** という法律に基づく。本稿は、この **Rules Enabling Act** という法律を1つの縦糸として、司法部による規則形成という仕組みに関する議論から、彼らが持つ手続や手続制定に関する認識について考察するものである。

本稿では、本論を大きく3つの部分に分けて論じている。第1編は、連邦司法部による規則形成という枠組みそれ自体に対して疑問を提起するような議論はなかったのかという問いに答えようとするものである。司法部による規則形成という枠組みが時代とともにどのような変化をし、現在どのような議論がなされているのかを考察することで、その仕組みがいかなる形で問題とされるようになってきているのかを探求する。

第1編はさらに大きく分けて2つに分かれ、第1部は主に、問題化の有無を検討する前提として、そもそもなぜ司法部による規則形成という枠組みを採用する **Rules Enabling Act** という法律が制定されたのか、その理由について検討した。アメリカにおいては、伝統的に司法部による手続制定が行われてきた。その中で、**Rules Enabling Act** の制定もそれまでの歴史的な背景の上に成り立つものであり、同法の制定は主に、議会による手続改革の“失敗”という歴史から、その裏返しとして司法部による規則形成という仕組みが採用されたものであった。当時、手続の複雑化という問題から、手続による裁判ではなく、本案に根ざした裁判を実現するという手続改革の目標が掲げられていた。そこでは、手続による裁判の決着ではなく実体法の適用による裁判を実現するため、複雑な手続から簡素で柔軟な手続への改革が主張された。だが、それ以前になされた議会による改革は簡素な手続の制

定に“失敗”したとされた。そこで、司法部による規則形成が主張されたのであった。このような改革が実現した背景には、手続について、それが実体法とは質的に区別され、さらにその決定には価値中立的な専門的・技術的な問題であるという認識があった。

続く第2部では、**Rules Enabling Act**の制定後、そのもとでの規則形成の変遷について検討を行い、その中で、規則形成の仕組み自体が問題となっていないのかを考察した。司法部による規則形成という枠組みは、当初尊重され、それが問題とされることはあまりなかった。しかし、次第に、2つの点で変容を迫られるようになっていく。まず、司法部が規則形成で主要な役割を果たすという大きな枠組みは維持されながらも、司法部内での規則形成の仕方に対し、より開かれたものとするよう変更が加えられた。さらには連邦議会が直接に手続制定に対して関与を強めるという変化も見られ、司法部による規則形成の問題化が浮き彫りとされるようになった。

このような変化は、どのような考えによるものだったのか。これら2つの変容は、一方では、手続制定過程にも民主的正統性が必要であるという主張によるところがあった。それは手続と実体の関係に関する認識の変化によるものであり、手続は実体と切り離されるものではなく、実体的な問題と密接に関係するという認識が、司法部による規則形成の変容につながっていったのであった。その一方で、司法部による規則形成に対しては、訴訟へのアクセスの保護という観点から、それを擁護する見解も主張され、議論が展開されていったのであった。

以上の第1編の結果を受けて、問題化の背景として見られる手続と実体の関係について、彼らはそれを具体的にどのように認識しているのか、そしてそれと訴訟へのアクセスという問題がどのようにつながっているのかをより詳しく考察したのが、続く第2編である。訴訟へのアクセスという視点を念頭に置きながら、「手続」と「実体」の関係に関する認識について、より個別的な論点に踏み込んで、判例および具体的な手続改正の文脈から、それを考察するものである。

その第1部は、**Rules Enabling Act**に定められた要件に関する連邦最高裁判例の理由付けを検討することから、そこでの「手続」と「実体」の関係に関する認識を考察している。司法部による規則形成という枠組みを設定する同法は、その規定の中に、「手続」と「実体」という概念区分を組み込んでいた。そこで、その要件に関する判例の議論を検討することで、「手続」と「実体」の関係についての認識がどのようなものであったのかを検討した。判例は、特に近年、手続が訴訟提起のインセンティブに影響を与え、それによって実体法の実現に影響を与える可能性があることを認識して判決理由を書くようになっていたのであった。

第2部では、具体的な手続改正の文脈において、「手続」と「実体」の関係がどのように認識されているのかを検討を行った。取り上げたのは、和解提案に関する規則、ディスカヴァリーに関する手続、プリーディングの濫用に対する制裁に関する規則、そしてクラス・アクションに関する規則という4つの論点に関する改正の議論である。これらの手続はい

ずれも、改正を巡る議論の中で、Rules Enabling Act 上の問題が提起されたり、手続制定過程に関する問題が提起されたりした事例である。それぞれの改正を巡っては、手続を利用して実体法上は正当な理由のない和解などが強いられているとして、手続の濫用が主張され、手続の利用を制限するような改正案が提起されたりした。しかしその一方で、訴訟制度を通じた実体法の実現および実体法違反行為の抑止が主張され、そのためには必要不可欠な手続であるとして、それを削減する改正案に対して反対する意見が出されていた。そこでの議論では、手続は、訴訟に関係する人々やひいては社会における人々の行動にも影響を与え、それを通じて訴訟の結果としてだけではなく、訴訟制度の背後において、実体法の実現状況に対し不可避免的に影響を与えるという認識が前提とされていた。そして、手続のあり方は、実体法の実現について、実体法が命じている社会の状態とは乖離させる効果を持ち、そこにはトレード・オフの関係があるとの認識が見いだされた。たとえば、手続の利用を促進すれば、それを使った濫用により実体法上の根拠に基づかない和解などが発生する可能性がある。他方で、手続を制限すれば、訴訟制度を背景とした実体法の実現が図られなくなってしまうおそれがある。このようなトレード・オフの関係の中で、優先すべき価値の対立が顕在化する様子を手続改正の具体的な文脈から明らかにすることができた。

最後に第 3 編および結語の部分では、第 2 編での議論から浮かび上がった手続や手続制定に関する認識についてまとめ、司法部による手続形成が問題化するようになってきた理由についてあらためて指摘した。彼らは手続について、裁判の結果に対して与える影響だけではなく、訴訟制度を背景として人々の行動に対して与える影響についても着目し、それが実体法の実現に影響を与えると認識するようになった。そして、手続が実体法の実現に与える影響に潜むトレード・オフの関係、あるいはジレンマを含むような関係が存在するという認識を深めた。手続制定にはそのような不可避の価値判断が含まれるということである。そのような認識の中で、司法部による規則形成という枠組み自体が問題化するようになったのであった。そのため、司法部による規則形成という仕組みは、国家の統治機構の中で独立を保障されている司法部について、実体法的な価値を実現するために、それがどのような役割を果たすべきかを決定する場面でまさに問題となる。「司法国家」といわれるアメリカにおいて、それにどのような意味を持たせるのかが、連邦司法部による訴訟手続形成について問題となっているのであった。